																									岐阜三輪スマート	462.963	1,101.852	1,583.334	2,212.963	2,925.926	3,490.741	3,768.519	4,074.075	4,990.741	5,435.186	5,861.112	5,962.963
																				関広見	370.371	842.593	1,481.482	1,953.704	2,592.593	3,296.297	3,824.075	4,037.038	4,351.852	5,259.260	5,703.704	6,138.889	6,231.482				
																			美濃関ジャンクション	268.519	648.149	1,111.112	1,750.000	2,222.223	2,861.112	3,574.075	4,027.778	4,231.482	4,546.297	5,453.704	5,898.149	6,333.334	6,425.926				
																		富加関	657.408	925.926	1,296.297	1,768.519	2,407.408	2,879.630	3,518.519	4,092.593	4,500.000	4,703.704	5,018.519	5,935.186	6,370.371	6,805.556	6,898.149				
																	美濃加茂	592.593	1,240.741	1,518.519	1,888.889	2,351.852	2,990.741	3,472.223	4,000.000	4,518.519	4,925.926	5,129.630	5,444.445	6,361.112	6,796.297	7,231.482	7,324.075				
																可児御嵩	879.630	1,472.223	2,120.371	2,398.149	2,768.519	3,231.482	3,833.334	4,175.926	4,638.889	5,157.408	5,555.556	5,768.519	6,083.334	6,990.741	7,435.186	7,870.371	7,962.963				
															五斗蒔スマート	824.075	1,703.704	2,287.038	2,944.445	3,212.963	3,592.593	3,972.223	4,425.926	4,777.778	5,231.482	5,750.000	6,157.408	6,361.112	6,675.926	7,592.593	8,027.778	8,462.963	8,555.556				
														土岐ジャンクション	157.408	981.482	1,861.112	2,453.704	3,101.852	3,379.630	3,750.000	4,083.334	4,546.297	4,888.889	5,351.852	5,861.112	6,268.519	6,481.482	6,787.038	7,703.704	8,148.149	8,574.075	8,675.926				
													土岐南多治見	268.519	425.926	1,250.000	2,129.630	2,722.223	3,379.630	3,648.149	3,944.445	4,277.778	4,740.741	5,083.334	5,546.297	6,064.815	6,462.963	6,675.926	6,990.741	7,898.149	8,342.593	8,777.778	8,870.371				
												せと品野	1,018.519	1,287.038	1,453.704	2,268.519	3,148.149	3,740.741	4,212.963	4,407.408	4,675.926	5,018.519	5,481.482	5,824.075	6,287.038	6,796.297	7,203.704	7,416.667	7,722.223	8,638.889	9,074.075	9,509.260	9,601.852				
											せと赤津	259.260	1,277.778	1,555.556	1,712.963	2,537.038	3,416.667	3,925.926	4,407.408	4,601.852	4,870.371	5,203.704	5,666.667	6,009.260	6,472.223	6,990.741	7,388.889	7,601.852	7,916.667	8,824.075	9,268.519	9,703.704	9,796.297				
										豊田藤岡	731.482	990.741	2,009.260	2,277.778	2,444.445	3,259.260	4,027.778	4,453.704	4,935.186	5,129.630	5,398.149	5,731.482	6,194.445	6,537.038	7,000.000	7,518.519	7,916.667	8,129.630	8,444.445	9,351.852	9,796.297	10,231.482	10,324.075				
									豊田勘八	537.038	1,259.260	1,527.778	2,546.297	2,814.815	2,972.223	3,777.778	4,416.667	4,842.593	5,314.815	5,509.260	5,787.038	6,120.371	6,583.334	6,925.926	7,388.889	7,898.149	8,305.556	8,518.519	8,824.075	9,740.741	10,175.926	10,611.112	10,703.704				
								鞍ヶ池スマート	314.815	851.852	1,583.334	1,842.593	2,861.112	3,129.630	3,287.038	4,009.260	4,648.149	5,074.075	5,546.297	5,740.741	6,009.260	6,351.852	6,814.815	7,157.408	7,620.371	8,129.630	8,537.038	8,750.000	9,055.556	9,972.223	10,407.408	10,842.593	10,935.186				
							豊田松平	268.519	592.593	1,120.371	1,851.852	2,111.112	3,129.630	3,407.408	3,564.815	4,203.704	4,842.593	5,268.519	5,740.741	5,935.186	6,212.963	6,546.297	7,009.260	7,351.852	7,814.815	8,324.075	8,731.482	8,944.445	9,250.000	10,166.667	10,601.852	11,037.038	11,129.630				
						豊田東ジャンクション	314.815	592.593	907.408	1,444.445	2,166.667	2,435.186	3,453.704	3,722.223	3,842.593	4,435.186	5,074.075	5,500.000	5,972.223	6,166.667	6,435.186	6,777.778	7,240.741	7,583.334	8,046.297	8,555.556	8,962.963	9,175.926	9,481.482	10,398.149	10,833.334	11,268.519	11,361.112				

㈱　供用されていない区間の料金の額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

③　消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ　対距離制区間の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合には、①イ㈠ハ）又は②への規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ロ　別添４の㈠に掲げるインターチェンジ相互間又は一般有料道路（②イ及びへを除く。）のうち、平成26年３月31日以前に供用されている区間について、①イ㈠ハ）ニ）又は②に定める方法により算出した額と、平成26年３月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ハ　名古屋環状２号線の普通車の料金のうち、料金の額が620円となる区間については、①ロ㈡の規定にかかわらず、610円を適用するものとする。

④　料金算定の特例

イ　複数経路の場合

㈠　インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、２倍を超える経路（以下「倍超経路」という。）を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額（⑶⑥、⑨又は⑪に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額）のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添３及び別添５に定めるキロ程により算出するものとする。

㈡　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路のインターチェンジを含まない。以下㈡において同じ。）に、次表の㈠に掲げる接続部相互間を経由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路（ただし、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合を除く。）（以下「東京外環自動車道経路」という。）又は次表の㈡に掲げる接続部相互間を経由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路（以下「首都高速道路経路」という。）があり通行する場合（ＥＴＣ車に限る。ただし、新倉ＰＡで転回する場合を除く。）における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ）からハ）までに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、当該経路における甲インターチェンジと㈠若しくは㈡に掲げる接続部の間又は㈠若しくは㈡に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行をした場合を除く。また、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合は、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とする。

（各経路毎の距離比は別添３及び別添５に定めるキロ程により算出するものとする。）